

地元経済を担う中小企業の事業活動の促進と安定を図りたい

No.50

青森県

補助金等

支援の名称

創業・成長産業推進金融対策事業

制度の
趣旨・背景

県経済の活性化が期待される分野の取組の加速化に向け、県特別保証融資制度「選ばれる青森」への挑戦資金のうち、創業や成長産業分野等に係る取組に対して、信用保証料の一部を県が補助します。

制度の
内容

○事業概要
県特別保証融資制度「選ばれる青森」への挑戦資金のうち、創業や成長産業分野等に係る取組に対して、信用保証料の一部を県が補助します。

○条件
補助対象融資（限度）額：5千万円
融資期間：運転10年以内（うち据置期間2年以内）
設備15年以内（うち据置期間3年以内）
融資利率：年1.1%
（創業する事業のうち、女性・U I Jターンによる場合には0.9%）
（各市町村が設置する創業相談窓口を利用し融資を受ける場合には1.0%）
（3者連携協定（21あおり産業総合支援センター、青森県産業技術センター、青森県信用保証協会）に関する融資を受ける場合には1.0%）
（金融機関提案枠の場合には上限1.1%として各金融機関が定める利率）
信用保証料：所定の保証料率（0.45～1.90%）の30%又は40%を県が補助
ただし、スタートアップ創出枠を利用する場合、保証料上乘せ分（0.2%）は補助対象外

対象と
なる方

○補助対象
①創業、②県の推進する戦略等に基づく重点推進分野
③法令認定・補助採択事業、④新分野進出、⑤新商品・新技術等の開発・事業化
⑥再生可能エネルギー発電設備導入
⑦働き方改革推進事業の一部、⑧生産性向上を図る取組の一部
⑨DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する取組の一部
⑩GX（グリーントランスフォーメーション）を推進する取組の一部
⑪SDGsの達成に資する取組の一部
⑫事業承継特別保証利用かつ経営者保証コーディネーター確認
⑬経営承継借換関連保証を利用したもの、⑭金融機関提案枠
ただし、いずれの場合も太陽光発電設備の導入に係る事業を除く。

問い合わせ
先など

○所管
青森県 商工労働部 商工政策課 TEL：017-734-9368（直通）
■関連URL
・県と市町村が保証料等を補助します
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi_renkei_shichoson.html